

第1章 計画の策定にあたって

第1項

計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第2次障害者福祉計画」（計画期間：平成18～27年度）を平成18年度に策定し、これまで様々な障害者福祉施策を推進してきました。第2次計画の期間の満了にともない、障害者施策の中長期的な計画として、平成28年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

本市では、将来都市像として掲げています、人もまちも生き生きと輝く「生命都市いきいき前橋」構想の具現化を図る中で、障害者施策推進の基本となる計画として位置づけられます。

策定にあたっては、関係部署の職員をメンバーとする策定委員会、市民の方々にも参加していただく策定懇話会を設置し、検討を進めました。

なお、具体的な障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、平成18年度より3か年を一期とする「障害福祉計画」を策定し、施策の推進を図っています。

「障害者福祉計画」及び「障害福祉計画」の性格

障害者福祉計画	障害福祉計画
<p>○障害者基本法第11条3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。障害者の社会参加やまちづくり等、市の障害者施策に関する総合的な計画として、施策の基本的方向と具体的施策を掲げています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1次障害者計画（H8～H17）・第2次障害者計画（H18～H27）	<p>○障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画として策定するものです。3年を一期とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量及び提供体制の確保について定めており、実施計画的な性格を持っています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1期障害福祉計画（H18～H20）・第2期障害福祉計画（H21～H23）・第3期障害福祉計画（H24～H26）・第4期障害福祉計画（H27～H29）

参 考

「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」の根拠法

【障害者基本法 第11条（障害者基本計画等）】

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法 第88条（市町村障害福祉計画）】

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
(以下省略)

(2) 計画の背景

近年の障害者施策をめぐる国の主要な動向は次のとおりです。社会環境の変化にともない、障害者施策をめぐる目まぐるしく状況が変化しています。

障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成23年8月）

平成23年7月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月に施行されました。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

児童福祉法の一部改正（平成24年4月）

障害児を対象とした施設・事業は、平成24年4月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が市区町村となりました。

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行されました。

障害者基本計画の策定（平成24年12月）

障害者政策委員会は、平成24年12月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出しました。それを受け、政府は平成25年度から平成29年度までの概ね5年間を対象とする障害者基本計画（第3次）を策定しました。

障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行（一部、平成26年4月施行）されました。

障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。

障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等を追加（平成 25 年 4 月）

障害者総合支援法において、平成 25 年 4 月からは、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました（平成 25 年 6 月 30 日施行）。これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 25 年 6 月に成立しました。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成 30 年 4 月から施行されます）。

障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

平成 26 年 1 月 20 日、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に求めています。

障害程度区分から障害支援区分への見直し等（平成 26 年 4 月）

障害者総合支援法において、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行されました。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成26年4月）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年4月から施行（一部、平成28年4月施行）されました。

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月）

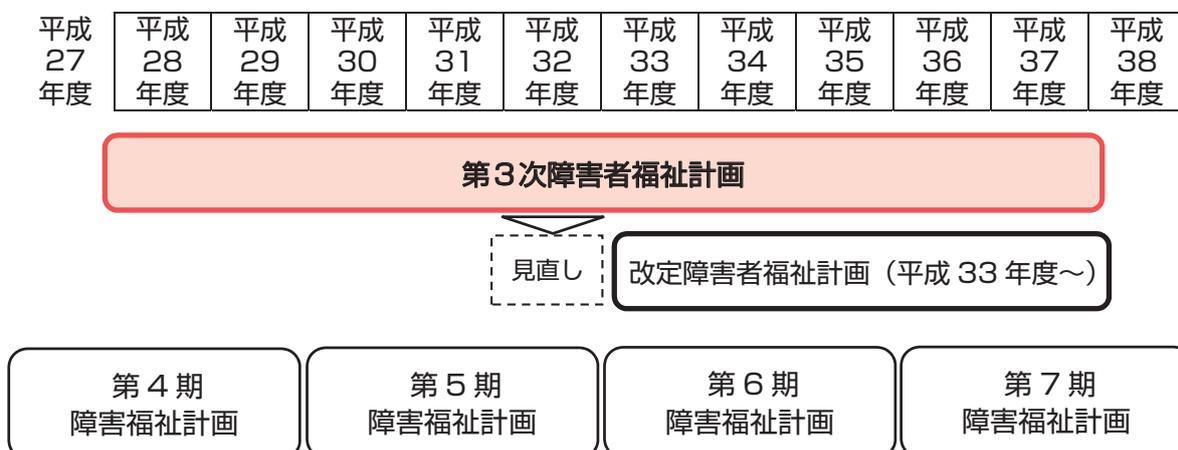
難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、平成27年1月から施行されました。

障害者差別解消法の施行（平成28年4月）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立しました。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、平成27年2月に閣議決定されました。

(3) 計画の期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。計画期間 5 年目の平成 32 年度に見直しを行います。なお、障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を定める障害福祉計画は、3 か年を一期として策定します。



(4) 障害者（障害のある人）の定義

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者（障害のある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

※「社会的障壁」とは、障害者基本法第 2 条第 2 項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

■障害者総合支援法における支援の対象者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）

第2項

計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

～ 地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に～

本計画においては、ノーマライゼーション理念の実現に向け、「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を基本理念として、様々な施策の推進を図ります。また、施策の推進においては、下記の5点を基本的な取り組み姿勢とします。

障害者の主体性・自立性を尊重します

一人ひとりが自分らしく生き、主体性・自立性を持って積極的に社会に参加していけるよう支援し、障害のある人の自己選択・自己決定が最大限尊重される地域社会の構築を目指します。また、偏見や誤解、差別を解消し、不利益な扱いや人権侵害を受けたりすることがないように、権利擁護の視点を持って施策を推進していきます。

障害の重度化・重複化、高齢化への対応とQOLの向上を図ります

重度障害者や重複障害者の増加により常時介護が必要な障害のある人が増えていますが、障害が重くとも必要とするサービスを利用し、周囲の支援を受けながら地域の中で主体的に暮らしていけるよう、QOL（生活の質）の向上の面からも施策を展開していきます。高齢化が進む中、介護保険制度等の高齢者施策とも一層の連携を図ります。また、健康な市民であっても、壮年期以降は脳卒中などに起因する障害のリスクもあることから、疾病予防・健康づくりと介護予防の取組を強化していきます。

障害のある人へのサービス提供の基盤整備に努めます

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために、一人ひとりの多彩なニーズに応えられるよう、3年ごとに策定している「前橋市障害福祉計画」に基づき、サービス提供の基盤整備を進めます。サービス選択の前段にあたる情報提供や相談対応をはじめ、サービス提供側の体制の拡充を図るなど、障害のある人が求めるサービスを適切に選択できるよう、サービスの量的な整備及びサービスの質の向上に努めます。

生活環境すべてにおけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます

普段の社会生活の中で、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備に向け、都市環境や建築物などの物理的な障壁、障害のある人に対する偏見、誤解などの意識上の障壁、視覚障害者や聴覚障害者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、ハード・ソフト両面における障壁の除去（バリアフリー化）を推進します。また、障壁の除去とともに、新たなバリアが生じないように、あらかじめ誰にとっても快適な環境を作るというユニバーサルデザインの考え方をもち、まちづくりを進めます。

ともに生きる地域生活の実現を目指します

すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会を目指すという視点に立ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、ともに生きていく社会を構築します。地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に、行政だけでなく、地域住民、企業など、市を構成するすべての人たちが手を携え、一緒になって支援していく社会を目指します。

(2) 基本目標

基本理念である「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を実践するために、次の7項目の基本目標を設定しました。

基本目標 1 差別の解消及び権利擁護の推進

本市は、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

◆対応する主な施策◆

施策番号 1-1-1	障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実
施策番号 1-1-3	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮
施策番号 1-2-1	成年後見制度（成年後見制度利用支援）

基本目標 2 早期療育、教育環境の整備

障害のある子どもに対して早期の支援の充実を図るとともに、その能力や可能性を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を提供します。

◆対応する主な施策◆

- | | |
|------------|---------------------|
| 施策番号 2-1-2 | 子育て支援事業の実施 |
| 施策番号 2-2-1 | 幼児教育センターの専門家によるサポート |
| 施策番号 2-2-5 | 特別支援教育の充実 |

基本目標 3 保健・医療の充実

市民一人ひとりの健康づくりの推進により、生活習慣病予防等を通じて障害に至らないよう多彩な取組を推進します。また、障害のある人においては、地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な保健サービスや医療が適切に受けられる環境整備を進めます。

◆対応する主な施策◆

- | | |
|------------|--------------------|
| 施策番号 3-1-1 | 乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施 |
| 施策番号 3-1-9 | 自立支援医療の推進 |
| 施策番号 3-2-3 | 精神保健相談支援事業の推進 |
| 施策番号 3-3-3 | 難病療養相談支援事業の推進 |

基本目標 4 生活支援の充実

障害のある人が、安心して気軽に利用できる相談体制・情報提供の充実を図ります。障害福祉サービス及び地域生活支援事業を着実に推進するとともに、適切な住まいの場が確保できるよう努めます。また、住み慣れた地域で支え合っていくため、地域福祉の推進を図ります。

◆対応する主な施策◆

- | | |
|------------|-----------------|
| 施策番号 4-1-1 | 障害者相談支援事業の推進 |
| 施策番号 4-2-1 | 障害福祉サービスの実施 |
| 施策番号 4-2-2 | 地域生活支援事業の実施 |
| 施策番号 4-3-4 | グループホームの整備 |
| 施策番号 4-5-1 | 専門的な福祉ボランティアの養成 |

基本目標 5 雇用・就労の促進

障害があってもその適性と能力にふさわしい就労が実現できるよう、支援のための施策を展開します。あわせて、企業・事業者に対して障害者雇用の促進に向けた啓発を進めます。

◆対応する主な施策◆

- 施策番号 5-1-1 就労移行支援
- 施策番号 5-1-2 事業主に対する障害者の雇用支援
- 施策番号 5-1-4 企業・事業者等の雇用促進強化
- 施策番号 5-2-2 障害者就労施設等への積極的な発注

基本目標 6 社会参加の充実

障害のある人が生活を一層豊かで潤いのあるものにできるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの充実を図ります。また、外出・社会参加を促進するための交通・移動手段の整備を進めます。

◆対応する主な施策◆

- 施策番号 6-1-1 スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催
- 施策番号 6-3-1 移動支援事業の充実

基本目標 7 暮らしやすい生活環境の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境を整備するとともに、必要な情報を適切に入手できるよう情報アクセシビリティの向上を図ります。また、災害時などに適切なサポートができるよう支援体制を強化します。

◆対応する主な施策◆

- 施策番号 7-1-1 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- 施策番号 7-2-2 情報提供の充実
- 施策番号 7-2-3 障害者に対する情報の円滑な提供
- 施策番号 7-3-4 災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策

(3) 施策体系

<基本目標>

